

民生環境常任委員会 審査順序

● 陳情審査

令和5年陳情第3号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める陳情

[民生環境協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 物価高騰重点支援給付金（新たに住民税非課税等となる世帯）について

○民生環境常任委員会付託

番 号	令和5年陳情第3号	受理年月日	令和5年9月4日
件 名	健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める陳情		
提 出 者	八戸市類家3丁目1-8 八戸民主商工会 会長 小萩沢 光一		
紹介議員			
要 旨			
<p>現行の保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化するマイナンバーカード法等改定案が第211回通常国会で成立しました。</p> <p>しかし、健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を事実上強制することは、申請に基づき個人番号カードを発行交付すると定めた同法第16条の2及び第17条や憲法第13条個人の尊重に反しています。</p> <p>健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの申請、取得、管理、利用に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられる危険があります。他人の医療情報が誤ってひもづけされた事例も相次いで明らかにされており生命に関わる問題として不安が広がっています。</p> <p>マイナ保険証を使うことでひもづけられる医療や健康など機微なプライバシーが企業のもうけに利用されるという問題も指摘されています。</p> <p>こうした趣旨から、以下のことを陳情します。</p> <p>【陳情項目】</p> <ul style="list-style-type: none">健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付していただくこと。			

令和5年陳情第3号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める 陳情について

1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化

マイナンバーカードは、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラであり、このインフラを活用し、国民は健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関等を受診することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けることが可能となるほか、医療機関等及び保険者にとっても様々なメリットが期待されている。

国は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進するため、令和6年秋の保険証廃止を目指している。

2 マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

- 患者自身の直近の資格情報を確認することができ、また、本人の同意に基づき、過去の薬剤情報や特定健診情報等をその医療機関・薬局に提供することができる。
- 自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療を受けることができる（重複投薬・併用禁忌の防止など）。
- 医療機関・薬局にとっては、患者から問診票等で聞き取るよりも正確かつ効率的に、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報等を確認できるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を提供することができる。

3 これまでの経過

令和元年5月22日	健康保険法等の一部改正法公布（施行期日：R2.10.1） ・医療機関等受診の際、マイナンバーカードにより資格確認を受けることを規定
令和3年10月	オンライン資格確認等システム本稼働
令和5年6月9日	マイナンバー法等の一部改正法公布 （施行期日：交付の日から1年6月以内（R6.12.8）の政令で定める日） ・保険証の廃止 ・被保険者がマイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合は、世帯主に対して資格に係る情報を記載した書面（資格確認書）を交付する。 ・資格証明書を廃止し、代わりに「特別療養費を支給する旨の通知」を行う。
令和5年8月8日	デジタル庁が「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の最終とりまとめを公表
令和5年8月24日	第166回社会保障審議会医療保険部会開催 ・資格情報を記載した文書「資格情報のお知らせ」を交付する方針

令和5年12月12日	マイナンバー情報総点検本部（第5回）開催 ・データの総点検結果を公表 ・首相が令和6年秋に現行の保険証を廃止しマイナ保険証に切り替える方針を改めて表明
令和5年12月27日	マイナンバー法等の一部改正法の一部の施行期日を定める政令公布（施行期日：R6.12.2）
令和6年1月16日	マイナンバー情報総点検本部（第6回）開催 ・情報総点検の最終結果を公表

4 現時点での国の対応方針

国は、「現行の保険証の全面的な廃止は、国民の不安を払拭するための措置が完了することを大前提として取り組む。そのため、令和6年秋までに、データの総点検と修正作業、医療現場での負担の取扱いなど窓口対応の円滑化、マイナンバーカードや資格確認書の取扱い環境の整備などの措置を完了させていく。」としている。

⇒ 令和5年12月12日、首相は、予定通り令和6年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する方針を表明した。

⇒ 令和5年12月27日、健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする政令が公布された。

現行の保険証の発行は令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなった。

5 一体化に当たったの取組み

(1) データの総点検

○進捗状況：全3,411保険者のうち1,313団体において、総計約1,570万件の登録データを対象に総点検を実施。約1,515万件の確認作業を完了。(8/1現在)

⇒ (R5.12.12 総点検結果を公表)

・点検対象約1,571万件について本人確認を終了し紐付け誤りを解消。

⇒ (R6.1.16 総点検の最終結果を公表)

○点検結果：異なるマイナンバーが登録された事例を1,069件確認。このうち薬剤情報等が閲覧された事例が5件確認されている。(8/1現在)

⇒ (R6.1.16 最終結果) ※健康保険証については12/12公表結果から変更なし。

		点検件数	紐付け誤り		閲覧された件数
			件数	割合	
総点検	総点検対象全事務	約8,208万件	8,395件	0.01%	232件
	うち健康保険証		1,142件	0.007%	9件
先行実施分／健康保険証		約1,571万件	7,553件	0.05%	13件
健康保険証 合計			8,695件	0.06%	22件

※参考：総点検対象全事務の対象件数約8,208万件の全件について本人確認作業が終了。

⇒ 住民基本台帳情報との突合 (R5. 9. 15 時点加入者対象)

- ・健康保険証については、保険者による総点検に加え、登録済データ全件について住民基本台帳情報との突合を実施。不一致データが 11 月下旬以降保険者に送付され、現在、保険者が確認作業を行っている。
- ・不一致の内容に応じて情報の閲覧が停止されており、保険者の確認により本人確認ができたものについては、順次閲覧の停止を解除する。
(令和 6 年 2 月末までに情報閲覧停止を解除することを目指している。)
- ・不一致データ数 約 139.3 万件 (このうち約 450 件が誤登録と推計)
- ・R5. 12. 25 時点 確認済件数 51.5 万件
検知された誤登録件数 71 件 (施行実施で検出の 17 件を含む)

○完了時期：令和 5 年 11 月末までの点検完了を目指している。

⇒ 総点検分は全件について本人確認作業が終了。

住民基本台帳情報との突合は令和 5 年度中に保険者確認を終了。

○再発防止策：申請事務において申請者本人にマイナンバーを申請・確認していただくことを制度上も徹底するとともに、制度管理側でも正しい紐付け事務が行われるよう徹底するなど、再発防止のための仕組み作りを行っていく。

⇒ 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) 照会システムの改修

- ・マイナンバーを特定するための住基ネット照会は、基本 4 情報または性別以外の 3 情報(制度上性別を保有していないものの場合)により行うこととし、J-LIS 照会システムの改修を実施。
- ・12 月 18 日より、照会システムについて改修後の機能を順次適用する。
(市町村は令和 6 年度早期の適用を予定)

(2) 医療現場窓口の円滑化

○ 保険者によるデータ登録の遅れや医療機関等の機器不良等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認を行うことができない場合の取扱い

- ・被保険者資格申立書の記入をもって、患者が申し立てた自己負担分の支払いを求めること及びその際の診療報酬の請求方法等を示した。(R5. 7. 10 通知)
- ・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして、医療保険の被保険者資格情報の画面を受付窓口に提示することにより資格確認を行う。
- ・マイナポータルに表示される資格情報をダウンロードする機能が令和 6 年 2 月 6 日から開始。マイナポータルの資格画面の提示に加え、あらかじめスマートフォンにダウンロードした資格情報 PDF 画面も有効なものとして認める。

(3) マイナンバーカードの取得に課題がある方への環境整備

① 代理交付の活用ができるケースを従来より幅広く拡充・明確化

② 施設等でのマイナンバーカードの管理

- ・「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を作成し、マイナンバーカードの管理について取扱いの留意点等を示した。(R5. 8. 7 事務連絡)

③ 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付

- ・暗証番号の管理に不安がある方が安心してマイナンバーカードを利用でき、代理交付を受ける方の負担軽減にもつながるよう、令和 5 年 11 月頃より、暗証番号の設定が不要なカードの申請受付・交付を予定。

- ・マイナポータル等暗証番号が必要なサービスは利用できないが、医療機関・薬局の受診等には利用可能。
 - ・患者本人の同意に基づき、過去の受診、薬剤情報を、医療機関・薬局に提供することが可能。
- ⇒ 令和5年12月15日導入開始

(4) 保険証廃止後の資格確認書等の取扱い

① 「資格確認書」の交付

○交付対象：マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に交付する。

- ・マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方
- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録（マイナ保険証）を行っていない方
- ・ベビーシッターや介助者等の第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合や、家族や介助者等が本人の代理として薬局に薬剤を受け取りに行く必要がある場合

○交付方法

- ・原則、申請により交付
- ・ただし、当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付
- ・マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者（介護高齢者、障害者等）で、継続的に必要と見込まれる場合は、更新時に申請によらず交付

○有効期間等

- ・5年以内で保険者が設定
- ・様式はカード型（はがき型を含む）、材質は紙又はプラスチック

② 「資格情報のお知らせ」の交付

- ・新規資格取得時や負担割合の変更時等に交付。
- ・単体での受診不可。マイナ保険証と合わせて携帯する。
- ・交付対象者など運用の詳細は今後調整する方針。

③ 改正法の施行前に最後に発行する保険証の有効期限

- ・改正法の施行日から起算して1年間は使用可能となる有効期限を設定するよう、国民健康保険保険者に対し配慮を依頼。（R5. 8. 22Q & A）

④ 資格確認書等の様式等

- ・令和5年12月22日付け事務連絡により、資格確認書等の様式等及びその交付のためのシステム改修等の内容が示された。
- ・令和5年12月22日、資格確認書等の様式及びその交付のためのシステム改修の内容について、国保システムベンダー向け説明会が開催された。

1) マイナンバーカード交付状況 (総務省HPより)

	全国	青森県	八戸市
人口 (R5. 1. 1 時点)	125, 416, 877	1, 225, 497	221, 229
保有枚数 (R5. 11. 30 時点)	91, 364, 630	904, 339	157, 232
人口に対する保有枚数率	72. 8%	73. 8%	71. 1%
保有枚数 (R6. 2. 29 時点)	91, 885, 505	907, 689	158, 090
人口に対する保有枚数率	73. 3%	74. 1%	71. 5%

2) マイナンバーカード保険証利用登録状況 (マイナ保険証)

○八戸市国保加入者

時点	登録者数	被保険者数		登録率
R5. 10. 11	24, 446	42, 446	(R5. 9 月末)	57. 59%
<u>R6. 1. 10</u>	<u>24, 360</u>	<u>41, 843</u>	<u>(R5. 12 月末)</u>	<u>58. 22%</u>

※マイナンバーカードの保険証利用申込 (初回登録) 状況が、四半期ごとに保険者へ提供される。

○全国 (デジタル庁公表数値)

時点	登録者数	登録率
R5. 11. 26	71, 698, 865	73. 9%
<u>R6. 1. 21</u>	<u>72, 066, 614</u>	<u>73. 8%</u>

3) マイナ保険証対応の医療機関 (厚労省HPより)

	R5. 11. 26 時点			R6. 2. 25 時点		
	全国	青森県	八戸市	全国	青森県	八戸市
医科 (病院)	7, 947	89	21	<u>7, 987</u>	<u>89</u>	<u>21</u>
医科 (診療所)	79, 131	614	137	<u>80, 379</u>	<u>617</u>	<u>138</u>
医科 計	87, 078	703	158	<u>88, 366</u>	<u>706</u>	<u>159</u>
歯科	58, 705	455	88	<u>59, 700</u>	<u>454</u>	<u>88</u>
薬局	58, 818	602	123	<u>59, 245</u>	<u>606</u>	<u>123</u>
運用機関数 計	204, 601	1, 760	369	<u>207, 311</u>	<u>1, 766</u>	<u>370</u>
参加率	89. 1%	93. 8%	89. 6%	<u>90. 4%</u>	<u>94. 4%</u>	<u>90. 0%</u>

4) 医療機関におけるマイナ保険証の利用状況 (全国)

R6. 2. 29 第 175 回社会保障審議会資料より

R5. 4	R5. 5	R5. 6	R5. 7	R5. 8	R5. 9	<u>R5. 10</u>	<u>R5. 11</u>	<u>R5. 12</u>	<u>R6. 1</u>
6. 3%	6. 0%	5. 6%	5. 0%	4. 7%	4. 5%	<u>4. 50%</u>	<u>4. 33%</u>	<u>4. 29%</u>	<u>4. 60%</u>

物価高騰重点支援給付金（新たに住民税非課税等となる世帯）について

1. 概要

デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)において、低所得者支援として、令和6年度に新たに住民税非課税等となる世帯への給付が決定していることから、国の「重点支援地方交付金」を活用し、現金を給付するもの。

2. 対象世帯・給付額

令和6年6月3日（基準日）において当市に住民登録があり、令和6年度の住民税について、(1)・(2)のいずれかに該当する世帯。ただし、今年度(1)・(2)に対する給付金の対象であった世帯、及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯を除く。

対象世帯	世帯数・人数	給付額
(1) 住民税非課税世帯 ・世帯全員の住民税均等割が非課税の世帯	2,800 世帯	10 万円/世帯
(2) 住民税均等割のみ課税世帯 ・世帯全員が住民税均等割のみ課税されている世帯、または住民税均等割のみ課税及び住民税均等割が非課税の者で構成される世帯	4,400 世帯	
※ (1)・(2)のうち 18 歳以下の子がいる世帯には、子ども加算あり	(1)・(2)のうちの 600 世帯 1,100 人	5万円/子ひとり

3. 給付方法

対象世帯へ確認書を送付し、返送後、指定口座へ振込

4. スケジュール

令和6年	6月1日	令和6年度住民税賦課決定
	3日	基準日
	以降	対象世帯の抽出作業開始
	7月中旬	確認書発送
	下旬	順次、給付開始
	10月下旬	受付終了